

○ 総務省告示第九十三号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第三号42の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千二百二十八号（無線設備規則別表第三号の40の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千二百二十八号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月二十四日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>〔一・二 略〕</p> <p>二 帯域外領域におけるサブリース発射の強度の許容値は、次のとおりとする。ただし、人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の送信設備を遠隔操作するアマチュア局については、無線設備規則別表第三号2の規定を適用する。</p> <p>〔一〇三 略〕</p> <p>〔四〇八 略〕</p>	<p>〔一・二 同上〕</p> <p>二 帯域外領域におけるサブリース発射の強度の許容値は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〇三 同上〕</p> <p>〔四〇八 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	